政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年6月12日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

	管理団体の をした者の 名	資金管理団体の名称	資金管理団体 でなくなった 年月日
岡部	忠敏	おかべただとし後援会	R5. 5. 16
後藤	省治	後藤省治後援会	R5. 4. 30
髙井	由美子	たかい由美子後援会	R5. 5. 8
中田	由美子	中田ゆみこ後援会	R5. 5. 17
山口	力也	山口りきや後援会	R5. 5. 15
渡部	昇	わたなべ昇後援会	R5. 4. 30